

平成24年4月3日

関係各位

経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部貿易管理課**北朝鮮に対する輸出入禁止措置等の継続について**

本日（4月3日）の閣議決定に基づき、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく北朝鮮に対する輸出入禁止措置等を継続することといたしました。

つきましては、引き続き、下記の事項に十分ご留意いただきますよう、貴団体内にご周知のほど、お願いいたします。

なお、措置の詳細につきましては、当省ホームページのサイト\*に掲載予定ですのでそちらをご参照ください。

※URL：

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/kitachosen.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kitachosen.htm)

記

**1. 外為法に基づく措置について**

外為法に基づき、以下の措置を講ずることとします。

- （1）北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止する。
- （2）北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止する。
- （3）これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止する。
  - ① 北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）
  - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払

**2. 措置の厳格な実施について**

北朝鮮との輸出入禁止措置については、第三国経由のものも含めて禁止されており、北朝鮮との迂回輸出入が行われることのないよう適正な貿易管理に万全を期すようお願いいたします。

なお、本件措置に違反した場合には、外為法に基づき、罰則（5年以下の懲役又は罰金の併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（1年以内の取引禁止）が課せられることがあります。

**3. その他**

今般の措置の対象となる輸入等に係る支払等は、外為法第17条の規定による銀行等の確認義務の対象となっており、別添のとおり財務省から銀行等に対し確認義務の履行を要請しているところです。つきましては、銀行等から確認義務の対象となる取引に係る支払等であるか否かの確認を求められた際には、ご協力願います。

以上

(別添)

**報 道 発 表**平成 24 年 4 月 3 日  
財 務 省

北朝鮮に係る対応措置の1年延長に伴い、外国為替及び外国貿易法に基づく銀行等の確認義務の履行を要請しました

財務省は、本日(4月3日)の閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づく措置(現行措置の1年延長)を受けて、同日付で、金融機関及び資金移動業者に外国為替及び外国貿易法第17条の規定による銀行等の確認義務の履行を別紙のとおり要請しました。

(参考1)本日の閣議決定に基づく措置の内容

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入を外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)第52条の規定による経済産業大臣の承認を受けるべきものとして指定する措置、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出を外為法第48条の規定による経済産業大臣の承認を受けるべきものとして指定する措置及び北朝鮮と第三国との間の仲介貿易取引を外為法第25条の規定による経済産業大臣の許可を受けるべきものとして指定する措置を引き続き1年間(平成25年4月13日まで)実施することとした。

(参考2)銀行等の確認義務

外為法は、対外取引の終局段階である支払等が銀行等を通じて行われることが多いことから、銀行等に対して、顧客と支払等に係る為替取引を行うに当たり、当該顧客が外為法上の許可等を受けていることを確認する義務を課している。

連絡・問い合わせ先  
財務省国際局調査課  
外国為替室  
TEL 03-3581-4111 内線 5289

(別紙)

財国第1076号

平成24年4月3日

関係金融機関及び資金移動業者代表者 殿

財務省国際局長 木下 康司

## 銀行等の確認義務の履行について

我が国は、平成18年10月13日の閣議決定に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引を外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第52条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けべきものとして指定する措置を実施し、当該措置はこれまで7度にわたり期間を延長して実施しております。

また、平成21年6月には、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易取引を外為法第48条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けべきものとして指定する措置を実施し（同年6月16日閣議決定）、当該措置はこれまで2度にわたり期間を延長して実施しております。

これらの措置は、本日の閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」により、更に1年間（平成25年4月13日まで）延長することとなりました。

この閣議決定により、これらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領については、外為法第17条の規定に基づく銀行等の確認義務の対象となります。

各金融機関及び資金移動業者におかれましては、顧客の送金又は送金の受取を取り扱う際に、当該送金又は送金の受取がこれらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領に該当するかどうかの確認、該当する場合には経済産業大臣の承認等を受けていることの確認について、引き続き遺漏なきよう対処されることを要請します。